

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊十条駐屯地
補給本部調達会計部業務課長 九曜 吉輝

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
61TL1G200270		61T01A76012 0001				12	
品名 または 件名							
女性隊舎電源改修							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
十条駐屯地				十条駐屯地			
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
総務部管理課営繕班				令和9年3月31日(水)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
防衛省競争参加資格の「電気工事」に係る等級がA、B、C等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊 補給本部 調達会計部業務課 (南棟1階東側)

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和8年7月24日(金)11時00分 補給本部調達会計部入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争に参加する者に必要な事項

別紙のとおり

(2) 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札の無効

- ア 第2項に示した競争参加資格を有しない者のした入札
- イ 注意事項第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- ウ 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札
- エ 電話・電報等での入札
- オ 入札及び契約心得第3章第6項に規定する暴力団排除の推進に関する誓約をしない場合、誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

(4) 違約金等

- ア 違約金：落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。
- イ 履行遅延賠償金：遅延1日につき、契約金額の1/1000以上を賠償金として徴収する。

(5) 契約書作成の要否

50万円以上の場合は請書、150万円を超えた場合は契約書を作成する。

(6) その他

- ア 契約条項は、駐屯地用標準契約書（陸幕会第317号（27.3.5）別冊第3）、入札及び契約心得（陸幕会第317号（27.3.5）別冊第1）（以下「心得」という。）において示す。
- イ 郵便等により入札に参加する場合は、令和8年7月23日（木）の15時必着とし、入札書を内封筒に入れ、内封筒に会社名・入札日時・件名及び入札書在中と朱書きにより明記する。なお、再度入札を実施する場合は、7月28日（火）11時とします。初度入札参加者に入札状況をFAX致しますので受信後連絡をお願いします。また、再度入札の入札書を郵送する場合は、7月27日（月）15時必着とする。（郵送した際は、発送者の責により到着の確認をす

る

こと)

- ウ 入札に参加する者は、入札の前日までに競争参加資格決定通知書（写）を提出すること。
- エ 入札が代表者の代理の場合は、委任状を提出すること。
- オ 入札に参加される方は、必ず下記担当者に連絡すること。
- カ 契約等、その他不明事項に関する問い合わせ先
補給本部調達会計部業務課契約班：浅野（あさの）
電 話：03-3908-5121（内線2672）FAX：03-5993-5054（直通）
メールアドレス：sva-fin-gmcc@inet.gsdf.mod.go.jp（件名に担当者名、書類名を入力お願いします）
- キ 仕様書に関する問い合わせ先
補給本部総務部管理課営繕班：嵐口（あらしぐち）
電 話：03-3908-5121（内線2112）
- ク 入札書の送付先

〒114-8564

東京都北区十条台1-5-70

陸上自衛隊十条駐屯地補給本部調達会計部業務課契約班 浅野 行

適用する条項

- 役務請負契約条項
- 談合等の不正行為に関する特約条項
- 暴力団排除に関する特約条項

1 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度全省庁統一資格「役務の提供等」のD等級以上の資格を有する者。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第10号）第3条に規定する「電気工事業」に係る建設業の許可を有し、同法第27条の23に基づく有効な経営事項審査を受けていること。
- (5) 防衛省大臣官房衛生監、運用企画局長、経理装備局長又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (8) 第4号の「資本関係又は人的関係のある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は(イ)について子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (9) 防衛省として原価計算システムの適正性を確認できない状態にある者でないこと。
(但し、市場価格等による場合は除く)